

令和3年度 桐生市就学援助制度の御案内

桐生市教育委員会 学校教育課

○ 就学援助制度とは

経済的理由によって就学が困難と認められる小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学校生活に必要な費用の一部を市町村が援助するものです。

期間は1年間ですので、1年ごとに申請を提出していただき、審査のうえ支給の可否を決定します。

○ 就学援助を申請できる条件について

桐生市内に住所があり、桐生市立の小・中学校に在学中または入学予定のお子さまの保護者で、下記のいずれかの基準に該当する方。

認定基準		申請するときに必要な書類
1	生活保護が停止または廃止された方	生活保護停止・廃止決定通知書の写し
2	市町村民税が非課税の方	非課税証明書または所得・課税証明書 ※被扶養者を除く世帯全員分
3	天災等により市町村民税の減免を受けた方	減免通知書の写し
4	天災等により個人の事業税の減免を受けた方	減免通知書の写し
5	天災等により固定資産税の減免を受けた方	減免通知書の写し
6	国民年金保険料の全額免除を受けた方	保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し ※被保険者全員分
7	国民健康保険税の減免又は徴収猶予を受けた方	減免通知書の写し
8	児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当証書の写し
9	(保護者の職業が不安定で、生活が困難な方)	
	①給与所得者・パート等の方	所得・課税証明書または給与所得の源泉徴収票 ※被扶養者を除く世帯全員分
	②自営業の方	前年分所得税の確定申告書 (申告先の受領印のある控え) ※被扶養者を除く世帯全員分
③上記書類のない方 年金所得者や収入の少ない方	市民税・県民税申告書 (受領印のある控え又は申告後の非課税証明書) ※被扶養者を除く世帯全員分	
10	学校徴収金に滞納があり、被服・学用品・通学用品等に不自由していると学校長が認める方	経済的状況が把握できる書類

(注) 税の申告をしていない方は審査・判定ができませんので、必ず申告を済ませてください。

○ 申請書について

- 就学援助を希望される方は、申請書類(就学援助費申請書および口座届)と証明に必要な書類を添えて、お子さまが通学する小・中学校に提出してください。
- 申請書の書式は、学校または教育委員会学校教育課にご用意しております。
- 世帯を分けていても、生計を共にしている場合は同じ世帯とみなします。
- 兄弟姉妹がいる場合はお子さまごと、また、小学校と中学校に通学している場合は、それぞれの学校へ申請書を提出してください。その場合、証明書類は写しでも結構です。
- 入学準備金(新入学学用品費)の入学前支給を受けた方で、入学後も認定条件に変更がない場合は、改めて1年生の期間について申請を提出する必要はありません。

(注) 申請すれば必ず援助が受けられるとは限りません。世帯の状況を審査のうえ支給を決定しますので、あらかじめ御了承ください。

○ 支給費目及び支給額

費目	小学校	中学校	備考
学用品費	11,630円	22,730円	
通学用品費	2,270円	2,270円	1年生以外
新入学学用品費	51,060円	60,000円	入学前または1年生の4月中の認定者
校外活動費	(日帰り) 1,600円	(日帰り) 2,310円	校外学校行事参加者の交通費、見学科等 (金額は限度額)
	(宿泊) 3,690円	(宿泊) 6,210円	
修学旅行費	(実費)	(実費)	修学旅行参加者の交通費、宿泊料等

費目	小学校	中学校	備考
給食費	就学援助費の認定・支給決定後は、教育委員会から調理場へ支払います。		

- ※ 金額は予定額です。
- ※ 学校徴収金に未納がある場合、就学援助の支給額から充当させていただきます。

○ 学用品費等の支給日について

区分	支給時期	費目
前期	7月	学用品費および通学用品費(4~7月分)、新入学学用品費(※1)
中期	12月	学用品費および通学用品費(8~12月分)、学用品費(修学旅行費)(※2)
後期	3月	学用品費および通学用品費(1~3月分)、学用品費(校外活動費)
入学前支給	3月	新入学学用品費(※3)

- ※1 小1・中1対象(4月当初に認定を受けた場合)
- ※2 2学期に修学旅行が実施される場合は、後期の支給となります。
- ※3 新小1・新中1対象(入学前支給の認定を受けた場合)
- ※ 支給日は事務処理上前後する場合がありますので御了承ください。
- ※ 年度途中から認定・支給となった場合はこの限りではありません。

○ 廃止について

- ・ 桐生市外への転出、保護者の再婚(事実婚による児童扶養手当の受給資格喪失を含む)、等の事柄が発生した場合は援助廃止となりますので、お通いの小・中学校もしくは教育委員会学校教育課へ連絡してください。手続きについてご案内いたします。
- ・ 経済状況の好転により就学援助の必要なくなった場合や、認定の理由となった証明内容が消滅した場合も、上記と同様に連絡をお願いします。
- ・ なお、廃止に伴って戻入金が発生する場合があります。廃止の連絡が遅れることで戻入金が発生する場合がありますので、速やかに連絡してください。

○ その他

- ・ 認定に当たり世帯の状況を確認する必要がありますので、学校や地域の民生委員による調査には必ず協力してください。
- ・ 住所や世帯状況に変動があった場合は、必ず連絡してください。
- ・ 認定期間は年度末までですので、毎年申請が必要です。

【問い合わせ先】 桐生市教育委員会学校教育課学事係(桐生市役所本館4階)
電話: 0277-46-1111(内線687)